

第10号議案

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

中間市長 松下 俊男

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

中間市介護保険条例（平成12年中間市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（以下「認定審査会」という。）」を削る。

第3条中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に改め、「被保険者」の次に「（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第1号中「28,780円」を「38,142円」に改め、同条第2号中「28,780円」を「52,011円」に改め、同条第3号中「43,180円」を「55,479円」に改め、同条第4号中「57,570円」を「62,414円」に改め、同条第9号を削り、同条第8号中「106,510円」を「117,892円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「4,000,000円」に改め、同号イ中「保険料額」を「保険料の額」に、「（（1）に係る部分を除く。）」を「（（1）を除く。）」、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「100,750円」を「104,022円」に改め、同号ア中「6,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同号イ中「保険料額」を「保険料の額」に改め、「に係る部分」を削り、「又は次号イ」を「次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「86,360円」を「90,153円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「1,900,000円」に改め、同号イ中「保険料額」を「保険料の額」に改め、「に係る部分」を削り、「次号イ又は第8号イ」を「次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「71,970円」を「83,218円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第3条第5号イ中「保険料額」を「保険料の額」に、「生活保護法第2条」を「同法第2条」に改め、「に係る部分」を削り、「次号イ、第7号イ又は第8号イ」を「次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 69,348円

第3条に次の4号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 124,827円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）を除く。）次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 131,762円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ

(（1）を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 138,696円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 145,631円

第3条に次の1項を加える。

2 平成27年度から平成29年度までの令第38条第1項第8号の第3基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、3,000,000円とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第3条の2 前条により算出した保険料の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

第4条第1項を次のように改める。

普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法により徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

(1) 第1期 4月1日から同月30日まで

(2) 第2期 5月1日から同月31日まで

(3) 第3期 6月1日から同月30日まで

(4) 第4期 7月1日から同月31日まで

(5) 第5期 8月1日から同月31日まで

(6) 第6期 9月1日から同月30日まで

(7) 第7期 10月1日から同月31日まで

(8) 第8期 11月1日から同月30日まで

(9) 第9期 12月1日から同月25日まで

(10) 第10期 1月1日から同月31日まで

(11) 第11期 2月1日から同月28日まで。ただし、うるう年は29日までとする。

(12) 第12期 3月1日から同月31日まで

第4条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に、「（及び」を「又は」に、「（）」に対し「以下同じ。）に対し」に改める。

第5条第1項及び第2項中「月割り」を「月割」に改め、同条第3項中「に係る者」を削り、「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「月割り」を「月割」に、「第5号まで」を「第9号まで」に改める。

第6条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」を削り、「保険料額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）」を「保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額

(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)」に改め、「普通徴収」の次に「の方法により徴収」を加える。

第7条の見出し中「保険料額」を「保険料の額」に改め、同条第1項中「普通徴収」の次に「の方法により徴収」を加え、「保険料額」を「保険料の額」に改め、同条第2項中「申し出」を「申出」に改める。

第8条中「(及び)」を「又は」に改め、「(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。))」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(保険料の賦課徴収)

第8条の2 この条例に定めるもののほか、保険料の賦課徴収については、中間市市税条例(昭和45年中間市条例第33号)の例による。

第10条第1項中「(以下「保険料の納付義務者」という。))」を削り、「延滞金額」を「延滞金の額」に改め、同条第2項中「閏年」を「うるう年」に改め、同条第3項中「保険料額」を「保険料の額」に、「当該額の」を「その」に改め、同条第4項中「延滞金額」を「延滞金の額」に、「当該額の」を「その」に改め、同条第5項中「被保険者」を「第1号被保険者」に、「延滞金額」を「延滞金」に改める。

第11条第1項中「徴収猶予」を「徴収を猶予」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同項第2号中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、「給付」の次に「(法第136条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。))」を加え、同項第3号中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、保険料の徴収猶予に関する事項は、規則で別に定める。

第12条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、」を「減免の効果が及ぶその月末までに、」に改め、「申請書に」の次に「保険料の」を加え、「証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。」を「証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前2項に定めるもののほか、保険料の減免に関する事項は、規則で別に定める。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、当該者及び当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該者及び当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りではない。

第18条第2項中「発布」を「発付」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第2条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介

護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日からは行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日からは行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日からは行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日からは行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

中間市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p>	<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p>
<p>第2条 中間市介護認定審査会の委員の定数は、48人以内とする。</p>	<p>第2条 中間市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、48人以内とする。</p>
<p>(保険料率)</p>	<p>(保険料率)</p>
<p>第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>	<p>第3条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>
<p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,142円</u></p>	<p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,780円</u></p>
<p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,011円</u></p>	<p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>28,780円</u></p>
<p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,479円</u></p>	<p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,180円</u></p>
<p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,414円</u></p>	<p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,570円</u></p>
<p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 69,348円</u></p>	<p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>71,970円</u></p>
<p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>83,218円</u></p> <p>ア <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)</u>が</p>	<p>ア <u>当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額</u></p>

1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 90,153円

ア 合計所得金額が1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 104,022円

ア 合計所得金額が3,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状

（以下「合計所得金額」という。）が1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者 86,360円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 100,750円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態

態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 117,892円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 124,827円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 131,762円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 106,510円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 112,270円

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 138,696円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 145,631円

2 平成27年度から平成29年度までの令第38条第1項第8号の第3基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、3,000,000円とする。

（端数計算）

第3条の2 前条により算出した保険料の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(普通徴収に係る納期)

第4条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法により徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

(1) 第1期 4月1日から同月30日まで

(2) 第2期 5月1日から同月31日まで

(3) 第3期 6月1日から同月30日まで

(4) 第4期 7月1日から同月31日まで

(5) 第5期 8月1日から同月31日まで

(6) 第6期 9月1日から同月30日まで

(7) 第7期 10月1日から同月31日まで

(8) 第8期 11月1日から同月30日まで

(9) 第9期 12月1日から同月25日まで

(10) 第10期 1月1日から同月31日まで

(11) 第11期 2月1日から同月28日まで。ただし、うるう年は29日までとする。

(12) 第12期 3月1日から同月31日まで

2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市

(普通徴収に係る納期)

第4条 保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、

長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者又は連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。

3 （略）

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者（及び連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。））に対しその納期を通知しなければならない。

3 （略）

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(普通徴収の特例)

第6条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該第1号被保険者について、その者の前年度の12期分の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

(普通徴収の特例に係る保険料の額の修正の申出等)

第7条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収の方法により徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定により徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

4 (略)

(普通徴収の特例)

第6条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該第1号被保険者について、その者の前年度の12期分の保険料額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 (略)

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第7条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定により徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

第8条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者又は連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(保険料の賦課徴収)

第8条の2 この条例に定めるもののほか、保険料の賦課徴収については、中間市市税条例（昭和45年中間市条例第33号）の例による。

(延滞金)

第10条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算

2 前項の規定による修正の申し出があった場合において、当該申し出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

第8条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者(及び連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。）)に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第10条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について

した金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第1項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 市長は、第1号被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しないことについて特別な理由があると認めるときは、第1項の延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限って徴収を猶予することができる。

(1)～(4) (略)

は、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は当該額の全額を切り捨てる。
- 4 第1項の延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は当該額の全額を切り捨てる。
- 5 市長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しないことについて特別な理由があると認めるときは、第1項の延滞金額を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限って徴収猶予することができる。

(1)～(4) (略)

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、徴収の猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 徴収の猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付(法第136条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。)の支払に係る月

(3) 徴収の猶予を必要とする理由

3 前2項に定めるもののほか、保険料の徴収猶予に関する事項は、規則で別に定める。

(保険料の減免)

第12条 (略)

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、減免の効果が及ぶその月末までに、次に掲げる事項を記載した申請書に保険料の減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第12条 (略)

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 前2項に定めるもののほか、保険料の減免に関する事項は、規則で別に定める。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から14日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該者及び当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該者及び当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。

第18条 (略)

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納入告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から14日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第18条 (略)

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納入告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。